

平成21年 3 月 6 日開会

平成21年 3 月19日閉会

平 成 2 1 年 三 宅 町 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

三 宅 町 議 会

平成21年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月6日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長あいさつ	6
町長あいさつ	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
一般質問	8
坂 東 暹 君	8
若 井 繁 孝 君	11
松 田 睦 男 君	14
馬 場 武 信 君	16
池 田 年 夫 君	17
選任第1号	21
議案第1号～選挙第1号の上程、説明	22
同意第1号の上程、説明、採決	27
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
選挙第1号	29
散会の宣告	31

第 2 号 (3月10日)

出席議員	33
欠席議員	33
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	33
職務のため会議に出席した者の役職氏名	33
議事日程	34
開議の宣告	35
議事日程の報告	35
議案第1号～議案第7号の予算審査特別委員会付託について	35
議案第8号～承認第1号の総括質疑	35
追加議案の上程	39
同意第2号の上程、質疑、採決	39
散会の宣告	41

第 3 号 (3月19日)

出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	43
職務のため会議に出席した者の役職氏名	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議事日程の報告	45
常任委員長並びに特別委員長報告、質疑、討論、採決	45
閉会中の継続審査について	59
動議第1号	60
町長あいさつ	60
閉会の宣告	61
署名議員	63

三宅町告示第7号

平成21年3月三宅町議会第1回定例会
を次のとおり招集する

平成21年2月25日

三宅町長 志 野 孝 光

記

- | | |
|---------|---------------|
| 1. 招集日時 | 平成21年3月6日 金曜日 |
| | 午前10時00分開会 |
| 1. 招集場所 | 三宅町役場 3階 議会議場 |

平成21年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

平成21年3月 6日金曜日
14日間
平成21年3月19日木曜日

目次	月日曜日	開 会 時 間	摘 要
第1日目	3月6日 金曜日	午前10時00分	定例会開会 (諸報告・一般質問・提案説明)
第2日目	3月7日 土曜日		休 会
第3日目	3月8日 日曜日		休 会
第4日目	3月9日 月曜日		休 会
第5日目	3月10日 火曜日	午前10時00分	定例会再開 (総括質問)
第6日目	3月11日 水曜日	午前10時～12時 休 憩 午後1時～3時 休 憩 午後3時15分～5時	予算審査特別委員会 (一般会計)(特別会計) 各課単位で説明
第7日目	3月12日 木曜日	午前10時～12時 休 憩 午後1時～3時 休 憩 午後3時15分～4時30分	予算審査特別委員会 (一般会計)(特別会計) 質 疑 応 答 (総務建設) (福祉文教)
第8日目	3月13日 金曜日	午前10時00分 午後1時30分	総務建設委員会 福祉文教委員会
第9日目	3月14日 土曜日		休 会
第10日目	3月15日 日曜日		休 会
第11日目	3月16日 月曜日		休 会
第12日目	3月17日 火曜日	午後2時00分	式下中学校組合議会
第13日目	3月18日 水曜日		休 会
第14日目	3月19日 木曜日	午後1時30分	定例会再開

平成21年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 平成21年3月6日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
坂 東 暹	松 田 睦 男	池 田 年 夫
池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	総 務 課 長 東 浦 一 人
健康福祉課長 吉 岡 秀 元	町民生活課長 中 川 章
産業建設課長 陰 山 尚 則	上下水道課長 西 岡 康 次
幼 児 園 園 長 森 本 雅 子	教育委員会事務局長 松 本 幹 彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 福 本 雅 至	モニター室係 森 本 典 秀
モニター室係 赤 松 郁	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員 廣 瀬 規矩次	4 番 議 員 坂 東 暹
-----------------	---------------

平成21年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

平成21年3月 6日 金曜日

午 前 10時00分 開 会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| | (1) 会計監査報告 |
| 日程第4 | 一般質問について |
| 日程第5 | 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算について |
| 日程第7 | 議案第2号 平成21年度三宅町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第8 | 議案第3号 平成21年度三宅町老人保健特別会計予算について |
| 日程第9 | 議案第4号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第10 | 議案第5号 平成21年度三宅町介護保険特別会計予算について |
| 日程第11 | 議案第6号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計予算について |
| 日程第12 | 議案第7号 平成21年度三宅町水道事業会計予算について |
| 日程第13 | 議案第8号 平成20年度三宅町一般会計第6回補正予算について |
| 日程第14 | 議案第9号 平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第15 | 議案第10号 平成20年度三宅町老人保健特別会計第3回補正予算について |
| 日程第16 | 議案第11号 平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算について |
| 日程第17 | 議案第12号 平成20年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算について |
| 日程第18 | 議案第13号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算について |
| 日程第19 | 議案第14号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第15号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第21 | 議案第16号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第17号 | 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第18号 | 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第19号 | 三宅町介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第20号 | 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について |
| 日程第26 | 議案第21号 | 在宅福祉事業の委託事務に関する規約の廃止について |
| 日程第27 | 議案第22号 | 川西町・三宅町教育事務の委託に関する規約の廃止について |
| 日程第28 | 議案第23号 | 山辺広域振興基金の権利の放棄について |
| 日程第29 | 承認第1号 | 平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算について（専決処分事項報告） |
| 日程第30 | 同意第1号 | 副町長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第31 | 発議第1号 | 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 選挙第1号 | 三宅町選挙管理委員及び補充員の選挙について |

◎議長あいさつ

○議長（池本久隆君） それでは、皆さんおはようございます。

本日平成21年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席を賜りまして、心から敬意を表する次第でございます。

本日提案されております議案につきましては、平成21年度一般会計予算を初めといたします選任1件、議案23件、承認1件、同意1件、発議1件、選挙1件が提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事を進められまして、適正妥当な議決に達しますよう議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君） 開会に先立ち、志野町長よりあいさつをいただきます。

どうぞ。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成21年第1回定例議会を開催いたしましたところ、議員各位には年度末の公私ご多忙の中、ご出席をいただき、大変ありがとうございます。

また、平素は町政運営に何かとご尽力、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本経済が「100年に一度の経済危機」と言われる中で、非常に厳しい財政状況の中、歳出抑制を図り、持続可能な財政運営を目指し、新年度予算の編成を行ったところでございます。

今後も引き続きまして、財政の健全化の推進を図ってまいり所存でございますので、議員の皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本定例会にご提案いたしておりますのは、平成21年度一般会計予算案を初めとし、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計のおのおの当初予算案並びに平成20年度補正予算案を合わせ13件、条例の改正・制定案6件、公の施設の指定管理者の指定案1件、規約の廃止に係る案件2件、基金の権利の放棄に係る案件1件、承認案1件、同意案1件の計25件と多数の重要案件をご提案申し上げ、議会からも発議1件、選挙1件の提案があり、合わせて27件のご審議を願うわけではありますが、何とぞ慎重審議賜りま

すようお願いをいたしまして、開会のごあいさつとさせていただきます。

◎開会の宣告

○議長（池本久隆君） ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、平成21年3月三宅町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池本久隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、廣瀬規矩次君及び4番議員、坂東 暹君の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池本久隆君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会議は、本日より3月19日までの14日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より3月19日までの14日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご了承願います。

◎諸般の報告

○議長（池本久隆君） 日程第3、諸般の報告に入ります。

若井秀友監査委員より監査報告を求めます。

はい、どうぞ。

○監査委員（若井秀友君） 監査報告を行います。

去る3月3日、平成20年度三宅町一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の中間監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

平成20年度各会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳簿類の提出を求め、関係者の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法を初めとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われており、特に問題として指摘するところもなく、いずれも適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

平成21年3月6日、監査委員 若井秀友。

○議長（池本久隆君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（池本久隆君） 日程第4、一般質問についてを議題とし、一般質問を行います。

◇ 坂 東 暹 君

○議長（池本久隆君） 今定例会に通告されました議員の発言を許します。

4番議員、坂東 暹君の一般質問を許します。

坂東 暹君。

○4番（坂東 暹君） お許しをいただきましたので、4番、坂東の一般質問をさせていただきます。

私は、2点質問させていただきます。1つは、文化教室について、いま一つは、集中改革プランの進捗状況についてということでさせていただきます。

まず、文化教室についてでございますが、三宅町には中央公民館活動として文化教室があります。私はこの文化教室が町民の文化活動や生涯学習の動機づけやきっかけとなって、住民の交流に果たしてきた役割は大変大きいものがあると考えています。また、この教室は4年間で卒業する、毎年新人が入ってこられるという運用になっていて、卒業生はクラブなりサークルとして自立して文化協会に加盟することができると聞いてま

す。うまく考えておられると思います。

そこで、質問です。

この教室が本年限りで廃止をすることになるかもしれない、ご承知おきくださいと職員が発言をしておられると聞きました。事実ですか。

廃止されるならば、廃止する理由は何ですか。財政難で優先順位が低いからですか。

3つ目に、文化教室が果たしてきた役割をどんなふうに客観的評価をされているのでしょうか。

4つ目に、廃止するにしても会員の声を聞き、対応策を検討して提案する血の通った対策が必要ではありませんか。どう対処しようとするのか、具体的にお聞かせください。

大きな2つ目の質問事項でございます。

集中改革プランの進捗状況についてでございます。三宅町の行財政改革の柱となります集中改革プランが策定されてから、5カ年の計画が3年経過して、昨年の12月に初めてこの進捗状況が報告をされました。鳴り物入りで策定された割には、進捗把握はおろそかになり、気になっておりましたが、新しい町長が就任されて、そのフォローが動き出したということは大変よかったと思っております。

そこで、進捗フォローについての質問でございます。どんな方法で、どのようにして進捗フォローをされるおつもりか、具体的な方法についてお尋ねをします。本来ですとここを伺った上で、私の提案を申し上げるべきですが、ちょっとルールがございまして、僭越ながら同時に提案を申し上げます。

町長初め、関係部門長出席のもとに3カ月に1回ぐらいは進捗会議を開催して、うまくいったこと、行き詰まったこと、中止すべきこと、新たに取り組むべき事項等々について、かんかんがくがくの議論をして実のあるものに高めていただきたいと思います。この議論を通じて、ベクトル合わせや部下指導がされると思います。

詳細計画についてであります。当初計画は短期間の立案であつたり、エイヤーの要素もあつたかと思ひます。また、言葉での願望のような計画も見られますが、時間とともに検討を重ねるごとに詳細で具体的なものになっていくと思ひます。その結果が言葉でなく、金額や日程や件数などの具体的な数値で示されることを期待します。

評価についてであります。さきに述べましたような活動があれば、丸、バツ、三角のような乱暴な評価にはならないと思ひます。今のままでは丸だつたからということで喜ばません。プラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルを回していただき、た

とえ三角でも、よく掘り下げていると評価できるような活動を期待します。達成度を評価するのは住民であることを認識する必要があると思います。

本日は集中改革プランの進捗状況報告を受けまして、進捗フォローの方法について、私の提案を含めて質問とさせていただきます。次回からは、具体的項目について質問をさせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。以降は自席から対応させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池本久隆君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 4番、坂東議員の文化教室についてのご質問に、予算編成の視点からお答えさせていただきます。

文化教室につきましては、新年度からその活動につきましてクラブ化により自発的な活動を展開していただきたく、したがって、予算措置は行っておりません。

なお、このことにつきましては、去る2月の学級長会議にて、今後の対応を含めまして担当課より説明の上、ご了承をいただいておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

続きまして、集中改革プランの進捗状況につきましては、総務課長のほうよりご答弁させていただきます。

○議長（池本久隆君） 総務課長。

○総務課長（東浦一人君） 続きまして、集中改革プランの進捗のフォローについてのご質問にお答えいたします。

集中改革プランの中間報告といたしまして、昨年12月に平成18年度から19年度の進捗状況の報告をいたしました。この実績を踏まえまして、新年度以降、三宅町集中改革プランの着実な実施に取り組んでまいり所存でございます。

20年度のフォローにつきましては、ただいま坂東議員からご提案をいただきましたご意見も検討させていただきまして、行っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） はい。

○4番（坂東 暉君） 再質問をさせていただきます。

文化教室についてでありますけれども、文化教室をやめるにしても方法があるのではないかと思うわけでございます。8教室で117名の方が学んでこられました。中には10

名ざりざりの教室もあれば、20名も来られた教室もございます。新入生が多く入った教室もございます。一律でやめたということはないのではありませんか。

昨年6月の同僚議員の質問にも、クラブ方式への移行を考えていると、メンバーの少ない教室から逐次と回答をされております。再検討を希望します。現場の実態を踏まえて、一つ上司に提言するのも部下の大切な仕事ではないかと私は思います。

2つ目に、先ほど文化教室が果たした役割についてお尋ねをしました。団塊の世代が退職をし、高齢化社会の中で、教室が果たした役割は大変大きいと思います。教室は終わるにしても、せっかくこれだけのメンバーが知り合いになれて活動できたわけですから、グループ活動が継続するための配慮が要るのではありませんか。もうこのままだと、3月ですからばたばたと終了してしまっていて、それっきりになる可能性があります。

こう申し上げますと、教室問題には先ほども話があったように説明をしたと、学級長会議で説明した、講師の先生にもお願いしていると、あとはメンバーの問題だと自分たちを正当化する反論が来そうでございます。

私、思いますのは、だれが正しいかでなく、今日まで育ててきた芽を大きくするための配慮をしてやってほしい、そう申し上げているわけでございます。住民の気持ちを理解しようとしなない今の教育委員会や社会教育グループとは、何を言ってもご理解をいただけないと私は思います。強く職員の皆さん、住民の皆さん、議員の皆さんに訴えて、私、質問を終わらせていただきます。

以上、回答は求めません。

◇ 若 井 繁 孝 君

○議長（池本久隆君） 次に、1番議員、若井繁孝君の一般質問を許します。

1番議員、若井繁孝君。

○1番（若井繁孝君） 議長のお許しを得て一般質問を行います。

まず、幼稚園、小学校の給食についてであります。

近年食の賞味期限や食材の原産地表示の改ざん、事故米、冷凍ギョーザのごとき、食に対する事件が多発しております。消費者の不審・不安が増大し、安全性が問われております。幼稚園の給食においては、保護者、園職員、業者、栄養士参加のもと、給食会議も定期的に開催され、また町長も試食されて給食のチェックも十分されておられておりますが、保護者にとってその安全性も見えない部分があるかと思ひます。食の安全

性の透明度をさらに高めていただきたく、例えば献立表も保護者に配布されておりますが、この献立表に食材の原産地の表示等をなされてはいかがかと思います。

また、学校給食についても、給食の献立が偏るのではなく、児童が家庭に帰って、夕食時に親子の会話に給食メニューが話題になるような特徴ある献立も取り入れられてはいかがかと思います。

というのも、某テレビ局のテレビ番組の「ケンミンショー」を見ていたら、奈良県民はお雑煮のもちきはきなこをつけて食べるらしいと放映しておりました。奈良県民にとっては当たり前でも、他の県民にとっては当たり前ではないこともあります。

私ごとですが、夕食に鯨のベーコンを食べていたら、孫に「これ何」と問われました。栄養バランスも大事ですが、日本の食文化、地域の食文化なり、遊び心のある給食・食材についても生産者の顔の見える地産地消とかさまざまな献立を勘案されれば、給食を通じて食における幼児教育、学校教育の一環になり得るのではないかと感じています。

一般質問ではかたい質問事項が多い中、町長の所見を求めますと言うところですが、今回は町長には保護者の立場で給食行政についての感想をお聞きします。

なお、このことについて実施し、日々努力されている幼稚園の園長には、現場の生の声をお聞かせください。

次に、行政機構についてであります。行政のセクションについてフラット化を図ったと言われておりますが、住民にとってはわかりづらい部分もあります。また、課長数の固定化にもなっておりませんか。将来、課の統廃合も視野に入れて人事なり機構を見直す気持ちはお持ちでしょうか。町長の所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（池本久隆君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 1 番、若井繁孝議員からの三宅幼稚園の給食についてのご質問にお答えいたします。

議員も指摘されておりますように、給食につきましては、やはり安全性の確保、食の教育の充実が重要であると私も考えております。その中で今後地域の食材を生かした郷土料理や世界の料理等を取り入れた、より楽しい給食の内容になれば結構なことではないかと、このように考えております。

次に、幼稚園につきましては幼稚園長が、行政機構につきましては総務課長からご回答のほうをさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 森本園長。

○幼稚園園長（森本雅子君） 若井議員からの三宅幼稚園の給食についてのご質問にお答えします。

さて、ご承知とは存じますが、三宅幼稚園の給食は設立以来、業者委託で行っています。現在は、名阪食品に業務委託し22年になります。園として給食会議や日々献立を見る中で気づいたことを業者に意見を言い、改善に努めてもらっております。したがって、過去マスコミで事故米、ギョーザ、メラミン混入ミルク等が問題になったときも、購入の事実がなく、その都度安全性をホームページや書面で保護者にお知らせしてきた次第です。また、保健環境研究センターによる食材検査を毎年行っております。

このように、園としても業者としても安全に万全を期しているとはいえ、保護者や関係者に食の安全に対し不安を持たれるのは理解できますし、若井議員の食材の原産地表示をというのも承知しております。

しかし、実際問題として、食材の献立表で原産地表示をするとなると、事務量の面からも献立表のスペース等の面からも困難かと考えます。ただ、野菜、魚、肉は原産地が、また冷凍食品については製造元がわかっておりますので、情報公開を求めているだけだと思います。このような対応で安全性の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、幼児教育における食育ですが、三宅町立学校食育推進計画に基づき、三宅幼稚園の年間食育推進計画を立案し、総合的に推進することにより食育を通しての豊かな人間性の形成に努めております。

その内容は、まず第一に野菜等を植え育てること、すなわち栽培計画です。栽培を通して高齢者や地域の人たちとの交流を行い、豊かな知恵を子供も保育者ももらっております。次に、自分たちが植え育てた野菜、芋などの調理体験です。さらに異年齢児童同士の給食交流を行うなどの楽しい雰囲気です。食事ができるように工夫したり、これら一連の食育内容と関連した遊びを展開しております。

若井議員が言われる食材、すなわち生産者の顔が見える地域の食材を使用している回数が業者委託の現状では少ないとは思いますが、その分三宅幼稚園食育計画の中での取り組みや園でとれた野菜を給食に入れてもらっていることなどを勘案すると、トータルとして三宅幼稚園における食育のおくれはないかと考えます。しかしながら、現状に満足せず、よりよい給食を追求するために、委託業者に地産の食材や豊かな献立内容を求めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（池本久隆君） 東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） 続きまして、行政機構についてでございますが、昨年末からの社会情勢の急激な変化により財政状況が一段と厳しくなり、職員数が減少する中、限られた職員数により適正な行政サービスを提供するため、これまで以上に効率的な行政運営を構築する必要があります。

このような中で、来年度につきましては、グループの再編と事務分掌の一部見直しを予定いたしております。

具体的には、議会事務局、出納室を独立させるとともに、総務課内の企画部門を充実強化し、町民生活課内の住民グループを戸籍・住民票事務と保険年金部門を分離し、事務量の平準化を図るものでございます。また、グループ間の連携強化を図るために、保育所グループと子育て支援グループの統合を行います。

議員指摘にもありますように、今後、課の統廃合も含めまして、さらに見直す必要があると考えております。

○議長（池本久隆君） はい、若井議員。

○1番（若井繁孝君） 森本園長からの説明で、なるべく今後も引き続き取り組むものとしてほしいと思います。そういった今のノウハウを小学校給食にも反映していただきたいなとかように思いますので、要望として私の再質問を終わります。

◇ 松 田 睦 男 君

○議長（池本久隆君） 次に、5番議員、松田睦男君の一般質問を許します。

5番議員、松田睦男君。

○5番（松田睦男君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

私は、広域行政の推進についてということで、一般質問をさせていただきます。

平成20年11月10日、磯城郡山添村議会議員研修会において、行政経営研究所代表で、前佐賀市長の木下氏が人口減少社会を見据えた地域づくりのあり方について講演されました。私を含め、本町の議員も多数参加し大変勉強になりました。

この講演を拝聴し、我が三宅町においても広域行政の推進に本腰を入れて取り組む必要を強く感じたところであります。できるものから一つ一つ積み上げていくべきだと思います。これにつきまして、町長の所見をいただきたい。

また、自席から町長の答弁に対して、また私の思いを自席から再度質問させていただきます。

以上です。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（志野孝光君） 5番、松田議員のご質問にお答えいたします。

現在、本町における広域行政につきましては、ご承知のとおり山辺広域事務組合での消防やごみ処理、磯城郡での介護保険制度の認定審査事務、その他協議会、事務委託などの方法により、積極的に共同処理を進めております。

先日開催されました、県の「地域の実情に応じた県と市町村の役割分担を検討する協議会」第2回の会合においても、広域連携については、来年度中に方向性を決め、可能なものから順次実行するとのことでありました。今後、一部事務組合をさらに発展させた広域連合などの事務の共同処理方式に進んでいくのではないかと考えております。

三宅町としても、さらなる広域行政につきましては、松田議員のご意見のとおり、できるものから一つ一つ進めていくべきであると、このように考えております。

○議長（池本久隆君） はい、次に松田議員。

○5番（松田睦男君） 今、町長のほうから回答がありました。過日の新聞報道でも、奈良県のほうで第2回の会議等が行われたことは新聞にも掲載されております。

私、今回意見を申します。これにつきまして回答は結構でございますので、一応私の思いといいますか、その辺をちょっと話してみたいと思います。

一つは、現在、一番三宅町として取り組みやすい点は、現在式下中学校は三宅町と川西町の組合立として運営されて、有効に機能しているのは、これは皆さん方御存じのとおりです。これは、さらに両町の教育委員会を一本化することができれば、両町にとって行政面あるいは財政面で大きなメリットが出るものと推測されます。両町は生徒数、学校数から考えても比較的取り組みやすい課題じゃないかというふうに私自身は思っています。なぜならば、式下中学校が設立されてことしでもう60年目になろうかと、間違いなければ60年ぐらいたつと、そうしますと、両町の住民は式下中学校を中心にみんな同窓生といいますか、おそらく80%以上の方が式下中学校の同窓生やないかというようなことで、非常にお互いが胸襟を開いて話し合いをしていけば、これ、一番簡単に——簡単と言ったら語弊がありますが、できる問題じゃないかなというふうに、これは一つの例ですよ。

だから、今で言う消防についても、ごみについてもそういうことで実績を上げてきていますので、端的に言いまして三宅町、川西町につきましては、1つにしても田原本町や広陵町に比べればかなり少ない人数でございますので、そういうところを一つ一つ、そういうことを新しい町長が、若い町長が三宅町からそういうことを県に発信し、全国に発信するというのも町長の器を全国に、また全県下に示すよいチャンスでもあらうと思いますので、これは私の意見として申します。回答は結構でございます。

以上をもちまして質問を終わります。

◇ 馬 場 武 信 君

○議長（池本久隆君） 次に、2番議員、馬場武信君の一般質問を許します。

2番議員、馬場武信君。

○2番（馬場武信君） 2番議員の馬場武信でございます。早速一般質問に入ります。

まず最初に、行政における自治会の位置づけについてお尋ねいたします。

町内10の自治会は、それぞれ素性は異なりますが、行政機能の一翼を担う行政末端組織体の性格を持つと私はとらえております。行政と自治会の協働なくして住みよい町づくりは進まないでしょう。

しかるに、町長は就任8カ月、いまだ自治連合会に対して正式なアプローチはなされておられません。自治会に対する町長の基本認識をお伺いいたします。

さて、当3月議会は予算審議の場でもあり、これからが志野町政にとっての本当の始まりであります。財政状況厳しい折、住民に痛みを伴う今こそ、町長みずから積極的に住民と対話を重ね、そして住民の理解を得ることこそ、新しい行政のトップとしての責務だと私は考えます。

小さな自治体である三宅町の利点は、行政と住民との距離が近く、フェイス・ツー・フェイスがとりやすい点であります。町長の所見を求めます。

次に、町長のマニフェスト遂行についてお尋ねいたします。

町長は就任時、幾つかのマニフェストを示されました。国旗掲揚もその一つであります。さきの議会でも同僚議員が問題提起しております。町長は少しずつ国旗は掲揚されているとお答えになっておりますが、町内の旗日の国旗掲揚率はどの程度かお答えください。

私は、去る2月11日、建国記念日、町内の5つの大字を回りましたが、旗を目にした

のはわずか2軒であります。それでも町長は、国旗は少しずつ掲揚されると認識されておりますか。ただし、路地裏等の見落としは否定いたしません。町長が信念を持ってマニフェストをうたわれるならば、その目的達成の手順をお示しください。実態を把握し、プランを練り、実行に移すその過程を住民に示してこそ、住民は町長の方針を納得いたします。

住民が、今、志野町長に求めているのは、若さを生かしたフットワークのよさと積極性であり、ただ公約だけの言葉遊びでなく、実践であります。町長の覚悟のほどをお聞きし、質問を終わらせていただきます。

○議長（池本久隆君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 2番、馬場議員からのご質問にお答えいたします。

一般質問のたびに馬場議員から常に含蓄のあるご意見をいただき、行政を進めるに当たり参考にさせていただいております。

行政における自治会の位置づけにつきましても、まさに議員より指摘がありましたように、行政と自治会の協働なくして住みよい町づくりは進まないというのは、そのとおりでございます。私は今後とも町づくりを考える上で、決して自治会が行政の末端組織ということではなく、それぞれの立場に立ってパートナーシップのもと協働により進めていくものであると認識しております。

さて、これまでも各自治会長さんとは機会のあるごとにご意見等をお伺いしてまいりましたが、自治連合会へのアプローチということにつきましては、確かに機会がございませんでしたので、直近に開催されます自治会長会に出席のほうを考えております。

続きまして、国旗掲揚につきましてのご質問についてお答えいたします。

国旗・国歌に対しましては、ご承知のとおり平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定されております。したがって、行政機関が公式的な場で掲揚することは言うまでもございません。しかしながら、一方では、国旗・国歌法制定後においても、少なくない国民が抵抗感を持ち、いろいろな場面で賛否が分かれ、対立が起こっておりますこともございます。

こうした中で、過去に元小渕首相も国民に義務づけるものではないとの旨の発言をされたと思われませんが、私も町民の皆様には強制するものではないとの考えであります。近年、人々の生活様式の変化により、国民の祝日などに国旗を掲揚する家庭も少なくなっておりますが、野球やオリンピックなどの国際競技大会で自発的に日の丸が振られ

るように、自発的に地域での国旗掲揚運動が進められ、日常生活の中で親しまれ、広がり定着していくことがよろしいのではないかと、このように私は考えております。

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（池本久隆君） 次に、6番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

6番議員、池田年夫君。

○6番（池田年夫君） 議長のお許しがありましたので、日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、後期高齢者医療制度が昨年4月1日から実施され、1年近くになろうとしています。保険料滞納者が全国587自治体で約1割、およそ17万人であるということが全国保険医団体連合会の調査で明らかになっています。本町の場合も保険料の滞納があると思いますが、どのようになっているのでしょうか。

後期高齢者医療制度は、原則として保険料の滞納が1年間続くと保険証が取り上げられ、事実上無保険状態になります。病気になっても医者にかかれない状態で、命と健康を脅かされる事態が発生しかねません。後期高齢者医療制度の導入までは、年寄りのいる世帯では、命に直結する問題だとして保険証の取り上げは対象外でした。人の道に反するこの保険証の取り上げについて、町長の所見を伺います。

また、この制度について、志野町長が議員のとき、「高齢者の医療負担増と後期高齢者医療制度の中止を求める意見書」に対して若年層の負担が重くなるということで反対されましたが、長年苦勞してきた年寄りに惨めな思いを強いる後期高齢者医療制度について、私は中途半端な見直しじゃなく、廃止するべきであると思います。議員という立場ではなく、町行政を預かる立場に立たれた現在の町長の所見を伺います。

次に、妊産婦の健康診査の問題ですが、昨年3月議会の答弁の中で、平成20年度より公費負担の回数を2回とし、予算計上いたしました。また、非課税世帯は3回と答弁されています。舛添厚生労働大臣は、母親や胎児の健康状態を診断する無料の妊産婦健診を5回から14回にふやすことを発言し、政府は今年度末に追加経済対策に盛り込む方針を明らかにしたと、2008年10月17日に報じられています。このことに対する町長の所見を伺います。

このように、政府も子育て支援を打ち出している中で、今求められているのは、若い世代の生活環境の問題であります。妊娠・出産を通じて働き続ける女性は今も少数です。

7割が第1子出産を前後して仕事をやめており、この比率は20年来ほとんど改善されていません。

厚労省の雇用均等室には年間3,600件の妊娠・出産における解雇や嫌がらせ、退職勧奨にかかわる相談（うち女性労働者からは1,771件）が寄せられています。政府の調査によれば、女性の育児休暇取得率は9割近くに前進していますが、これは働き続けている人の中の比率であり、それまでに仕事をやめた人を加えますと3割に満たないと見られます。

一方、男性の取得率は1%台で、安心して育児休暇が取得できるように、休業中の所得保障を6割に増額し、中小企業への助成や代替要員の確保、男性の取得を促進するパクオーター制度の導入などや派遣・パートなど有期雇用労働者の取得条件の拡充、取得すると昇進・昇格にひびくことがないように改善を図り、男女ともに取得しやすくすることが望まれます。

子供が病気のときの子供の看護休暇を、学校行事への参加などにも使える家族休暇制度に拡充し、日数の拡大や短時間勤務制度や残業免除制度など、子育てと仕事を両立できる制度の拡充が求められています。

とりわけ低賃金、不安定雇用のもとに置かれている若い世代にとって、結婚・出産に踏み出すためには大きな経済的負担がかかります。公共住宅の建設や借り上げ公営住宅制度、家賃補助制度、生活資金貸与制度など、国や自治体における支援を特別に求められています。

本町でも、子育て支援、若年層の生活支援を行うことによって、青年層の定住が可能となり、人口も増大して持続可能な町になると思いますが、町長の所見を伺います。

このように、特色ある町づくり、住んでいてよかったと言われるような町づくりについて、住民と一緒に考え、悩んでいくことが必要であります。町長の所見を伺います。

これで、一般質問を終わりますが、答弁によっては自席から再質問をさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 志野町長。

○町長（志野孝光君） 6番、池田議員の後期高齢者医療制度についてのご質問にお答えいたします。

後期高齢者保険料の普通徴収の滞納者が全国587自治体で約1割、およそ17万人であるとのことですが、議員が示された数値につきましては、全国保険医団体連合会が独自で

各自治体にアンケート調査をされた結果であり、全国の市町村すべてが回答をされた内容ではなく、さらに調査の時点も昨年の7月から9月までの3カ月間の内容であり、奈良県でもアンケート調査が行われ、39市町村中、17市町村だけが回答された内容であると全国保険医団体連合会のホームページにも掲載されております。本町におきましても調査依頼がありましたが、調査時点からして余りにも時期が早い等のことから回答は控えさせていただいた状況であります。

今回、議員から示された数値は、保険料の最終納期も到来しておらないことからして、滞納者数がさきの調査結果で1割の方が滞納されているということが明らかになっているとは言えないと考えられます。

確かに本町において、普通徴収で滞納されている被保険者は、12月末で6.9%の方がおられます。滞納されているほとんどの被保険者に対しましては訪問を行い、納税に理解を求め、未収額の解消に努めているところであります。

保険料を1年間滞納すると被保険者証の返還が生じることとなりますが、これは無保険状態ではなく、資格証で受診していただくこととなり、医療費を窓口で全額立てかえ払いをしていただき、後に町より保険者負担相当分を返還させていただく制度であり、あくまで資格証の発行の対象者となるのは、現に保険料の負担能力がありながら滞納をされている方が対象であり、本県の広域連合では資格者証の発行に至るまで短期証を発行することも予定されており、現在県後期広域連合で短期証並びに資格証の取り扱いについて検討がなされておるところであり、本取り扱いについては国民健康保険と同様の取り扱いであり、議員指摘の人道に反する保険証の取り上げではないと考えております。

一昨年、12月議会の意見書に対する討論内容で、若年層の負担が重くなるということで反対したものではありません。後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進み、老人医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者とともに支え合うものとして設けられたものであるとの認識のもと、当時本制度を中止、撤回するとなれば、次世代でさらに多くの負担となるのではないかとの考えにより反対いたしました。現在も当時の考えとは何ら変わっておりません。

本町といたしましては、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取り組み及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるように、所要の施策を実施しなければならないと考えております。

続きまして、妊産婦の健康診査についてと若い世代の生活環境の問題と町づくりにつ

きましては、健康福祉課長がご回答をさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 吉岡課長。

○健康福祉課長（吉岡秀元君） 妊産婦健康診査についてお答えしたいと思います。

国の対策として、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、生活対策として2次補正予算で新たに妊婦健康診査臨時特例交付金が計上されております。

制度の概要につきましては、妊婦が費用の心配をせずに必要回数の妊婦健診を受けられるように地方財政措置がされていない部分の健診費用について、平成22年度までの間、各都道府県で造成する妊婦健康診査支援基金を通じて市町村のほうに補助が行われるものです。

県下のほとんどの市町村において、14回の補助を行っていく方向性が固まっております。三宅町においても検討を行った結果、地域格差が生じないように、21年度より厳しい財政の中、14回の健診補助が行えるように予算措置を講じました。

続きまして、若い世代の子育て支援についてですが、平成15年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的、計画的な子育て支援に関する取り組みの推進を目的とした児童育成支援対策推進法が制定され、本町においては平成16年度に三宅町母子保健福祉計画と、その整合・連帯を図り、次世代育成支援対策推進法に基づく策定方針を踏まえ、前期地域行動計画として三宅町次世代育成支援行動計画を策定し、平成17年から5カ年計画として取り組んできました。

平成21年度には、前期行動計画を見直し、後期行動計画を策定することになっております。後期行動計画策定においては、結婚や出生行動に影響を及ぼしていると考えられる要素に各種施策を対応させ、施策体系を整理するようにし、現行プランの見直しに向け、利用者の視点に立った新たな指標を導入するように求められております。仕事と生活の調和の実現が図られるようにさまざまな施策について検討していかなければなりません。

こうした方針を踏まえ、子育て世代のニーズ把握を行い、地域におけるサービス供給の実現可能性を考慮するとともに、三宅町の特性を生かした計画を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池本久隆君） 以上で、一般質問を終わります。

これより議事に入ります。

◎選任第 1 号

○議長（池本久隆君） 日程第 5、選任第 1 号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査特別委員会を委員会条例第 5 条及び第 7 条第 1 項の規定により、9 名の委員と議長をオブザーバーとして計 10 名、議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、議案第 1 号 平成 21 年度三宅町一般会計予算についてから議案第 7 号 平成 21 年度三宅町水道事業会計予算につきましてを、本特別委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、各案件については、議長及び委員 9 名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

◎議案第 1 号～選挙第 1 号の上程、説明

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第 6、議案第 1 号 平成 21 年度三宅町一般会計予算についてより、日程第 32、選挙第 1 号 三宅町選挙管理委員及び補充員の選挙についてまでの議案は、既に招集通知とともに配付いたしたとおりですので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りいたします。

日程第 6、議案第 1 号 平成 21 年度三宅町一般会計予算についてより、日程第 29、承認第 1 号 平成 20 年度三宅町一般会計第 5 回補正予算について（専決処分事項報告）までの議案 23 件、承認 1 件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読は省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 平成21年三宅町第1回定例議会を開催し、当初予算案を初めとする数多くの重要案件を提出しご審議をお願いするに当たり、予算編成の基本姿勢、各議案の概要並びに重点項目についてご説明申し上げます。

まず、予算編成の基本姿勢についてであります。

国は経済財政改革の基本指針2008等により、歳入歳出の一体改革を徹底して進める中、「100年に一度の経済危機」と言われる危機的な経済情勢となり、国民生活と日本経済を守るため当面は景気対策との観点から、20年度第1次補正予算、第2次補正予算、21年度当初予算と施策を実行することとされています。これにより地方交付税が1兆円増額となり、地方における財源不足を緩和するため、臨時財政対策債が大幅に増額されたところです。

こうした中ではありますが、本町の財政状況は平成19年度決算では経常収支比率が105%と、平成18年度決算の113%より8ポイント回復したものの、類似団体と比較すると財政の硬直化が依然として高い状況にあります。地方財政措置により地方交付税及び臨時財政対策債の増額は見込まれるものの、町税の減収等により財源の確保は引き続き厳しい状況にあります。

このため、税収入の確保を図るため徴収率のさらなる向上、受益者負担の適正化、事務事業全般についてゼロベースからの見直しを徹底いたしました。また、町単独事業については、国・県の補助を受け、町の負担を抑えるよう努めるとともに、行政効果等を勘案し縮小・廃止も行いながら、時代に合った施策に再構築し、「夢と活力とうるおい」に満ちた三宅町を築いていくため、必要な施策の実現については、優先順位の厳しい選択を行い、重要性、緊急性等を慎重に検討し、将来における財政負担についても十分考案した上で、予算の編成を行いました。

一方、これまで厳しい財政状況の中で未着手並びに先送りしておりました事業については、20年度第1次補正予算、第2次補正予算に積極的に呼応することとし、補正予算での対応を図っております。

続きまして、各議案の主な事項についてご説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算案についてであります。歳出面では財政状況が非常に厳しいことを踏まえ、昨年に引き続き町長を初めとする常勤特別職、教育長の給料の減額を向こう1年間実施するとともに、職員の地域手当についても

1%のカットを行うとともに、時間外手当の計算基礎の見直しを行っております。

総務費については、電算システム並びに各種保安管理に係る経費、平城遷都1300年記念関連事業、総合計画策定調査業務に係る経費を、また選挙関係費としては衆議院選挙に係る所要の経費を組み入れ、総務費として3億9,915万6,000円を計上いたしました。

民生費については、心身障害者、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費が年々増加する中で、所要の予算措置を図っております。また、高齢者対策としては生きがいと健康づくり、地域包括支援センターに係る経費を、児童福祉では次世代育成地域行動計画策定に係る予算並びに児童手当、幼稚園、放課後児童保育等に係る経費を、障害福祉についてはサービス利用並びに相談支援事業に係る経費の組み入れを行い、民生費として7億689万1,000円の計上となっています。

衛生費においては、健康の維持増進を図るための各種がん検診等健康対策に係る予算、あざさ苑の指定管理に係る経費、妊婦の健康健診予算の充実並びにごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算、上但馬共同浴場の廃止による経費の減額を合わせ、2億8,956万円の計上となりました。

農林水産業費並びに土木費においては、農業用施設、維持管理の適正化促進に係る予算、町道2号線道路整備、都市計画マスタープランの策定、既存木造住宅耐震診断助成等の事業の推進を図るべく、予算の組み入れを行い、農林水産事業費で3,736万2,000円を、土木費では4億1,317万1,000円を計上しました。

消防費については、従前より東南海・南海地震防災対策推進地域の指定を受け、災害に強い町づくりに取り組んできたところでございますが、引き続き防災用食料、資材の備蓄の経費、山辺広域行政事務組合消防負担金を合わせ、1億4,964万8,000円を計上しました。

教育費については、昨年度に続きまして、小学校校舎の耐震補強化を実施するための予算、教育委員会・学校・幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費、幼稚園バス委託料の見直しを合わせ、2億6,812万2,000円を計上しました。

公債費については、長期借入地方債の元金、利子を合わせ、5億7,134万1,000円の計上をいたしました。

一方、歳入面については、町税として対前年度に比べ2,197万7,000円の減額で、6億4,995万4,000円を見込み、予算計上いたしました。これは個人町民税特徴分並びに評価替えによる固定資産税の減収等による影響分を見込んだものであります。

地方譲与税については、国の地方譲与税総額が減額されていることから、前年度に比べ157万5,000円の減額を行い、2,510万7,000円を計上しました。

利子割交付金については、国の動向により731万8,000円を、地方特例交付金については1,009万1,000円を計上いたしました。

地方交付税については、国の地方交付税の総額が全国ベースで1兆円が加算されたことによる増額を見込み、特別交付税を合わせ、14億3,775万3,000円を計上いたしました。

使用料及び手数料については、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料等で6,038万4,000円の計上いたしました。

国・県支出金については、歳出経費を基本にした補助算定を行い、国庫支出金については7,849万2,000円、県支出金については1億1,251万1,000円を計上いたしました。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売払収入を合わせ、6,083万9,000円の計上をいたしました。

繰入金については、歳入財源不足による財源確保のため、財政調整基金1,000万円、また公債費の元利償還金に充当するため、公債費償還基金5,000万円等の繰り入れを予定し、6,098万4,000円といたしております。

繰越金については、1,037万3,000円を見込んでおり、町債では地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債1億8,063万円の借入額を見込むとともに、各事業債の借り入れ予定額を含め、2億4,273万円を計上いたしました。

平成21年度の一般会計の予算規模は、歳入歳出全般にわたり精査と見直しを徹底いたしました結果、29億2,200万円となり、前年度当初予算額と比較しますと、7,800万円の減額で2.6%の減となっています。

次に、議案第2号から第6号までの平成21年度国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計並びに公共下水道事業特別会計の5会計を合わせた予算規模は、17億7,360万円となり、前年度と比較して2.1%の減となっております。

次に、議案第7号 平成21年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収入において1億7,201万9,000円で、支出は1億7,196万4,000円、また資本的収入で630万円、支出は2,375万7,000円の予算組み入れを行いました。

以上が、議案第1号から議案第7号までの新年度予算案における主な予算の概要であります。事業執行段階においても適正かつ効率的な執行管理を徹底し、引き続き経常

経費の節減合理化と歳入財源の確保に努めてまいり所存であります。

非常に厳しい財政状況のもとで、財政健全化に向けて努力している中での予算編成であり、関係方面からの要望等を満たすことはできておりませんが、議員各位におかれましても、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号から議案第13号までの6議案は、平成20年度各会計の補正予算案であり、定額給付金事業、小学校補強大規模改造事業並びに事業費等の確定に伴い、国・県支出金、地方債等の特定財源の変更による補正予算案であります。

特に、一般会計補正予算案中、国の第2次補正予算案を受け、国の地域活性化・生活対策事業を活用することにより、これまで未着手並びに先送りしておりました事業を補正予算により予算化し、新年度に繰り越しし事業を実施するものであります。主な内容といたしましては、AED設置、自主防災組織用品の購入、清掃車両及び低炭素公用車・幼稚園バスの購入、防犯対策事業、学童保育室の充実、行政情報映像配信システムの整備等に係る予算で、3,950万5,000円を計上しております。

議案第14号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案並びに議案第15号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施しております給料のカットを継続するための条例改正案を提出いたしました。

議案第16号 一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、昨年度に続き地域手当の減額並びに時間外手当の算出基礎の見直しを行うべく提出をいたしております。

議案第17号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定案については、テニスコートの使用料の変更を行うべく提出をいたしております。

議案第18号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定案については、保険料の改定並びに保険料率の軽減について、必要な措置を講じるべく提出をいたしております。

議案第19号 三宅町介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例の制定案については、国の緊急特別対策として、介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を目的として国から臨時交付金が交付されることから、基金の設置を行うべく提出をいたしております。

議案第20号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、指定管理者の指定を行うべく提出をいたしております。

議案第21号 在宅福祉事業の委託事務に関する規約の廃止については、田原本町への在宅福祉事業に関する委託の廃止を行うべく提出いたしております。

議案第22号 川西町・三宅町教育事務の委託に関する規約の廃止については、川西町唐院小学校と結崎小学校の統合に係り、小柳の区域内の学齢児童の教育事務に関する委託の廃止を行うべく提出いたしております。

議案第23号 山辺広域振興基金の権利の放棄については、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎整備事業の財源に充当を行うべく提出いたしております。

承認第1号 平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算に関する専決処分事項報告について、国の地域活性化緊急・安全実現総合対策交付金に係る事業申請のため、補正予算の必要が生じ、専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしておきます。

以上が、今定例議会に提出いたしました、当初予算案7件、補正予算案6件、条例の改正並びに制定案6件、公の施設の指定管理者の指定案1件、規約の廃止に係る案件2件、基金の権利の放棄に係る案件1件、承認案1件の計24件の概要説明であり、議員各位におかれましては、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（池本久隆君） ただいま町長の説明が終わりました。

議案に対する総括質疑は10日午前10時より行いますので、よろしくお願いいたします。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第30、同意第1号 副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とし、志野町長より説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 同意第1号 副町長の選任については、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであり、行財政が非常に厳しい中、住民のニーズに的確に細やかに対応するため、さらには県行政との連携を図りながらトップマネジメントの強化を図るものであります。氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 森川道弘。

生年月日 _____生まれであり、何とぞご同意のほどよろしく願いいたします。

○議長（池本久隆君） ただいま、町長の説明が終わりましたので本件に同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

森川道弘副町長、入場お願いいたします。

（森川副町長入場）

○議長（池本久隆君） ただいま、本議会において副町長に同意されましたので、ここで森川副町長のあいさつを受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○副町長（森川道弘君） 副町長に選任いただきました森川でございます。

微力ではございますけれども、精いっぱい務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） ご苦労さんでした。ご退席ください。

（森川副町長退場）

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第31、発議第1号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提出者より説明を求めます。

提出者、廣瀬規矩次君。はい、どうぞ。

○3番（廣瀬規矩次君） 廣瀬でございます。

発議第1号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由について申し上げます。

本条例中の議会運営委員会は、円滑な議会の運営を期すため、議会運営の万般について協議し、意見調整を図る場として設置された委員会であり、平成19年3月定例議会において第4条第2項の議会運営委員会委員の定数が6名から5名に削減され、現在まで約2年間、円滑な議会運営を図るための努力を行ってまいりました。

しかし、より円滑な議会運営を期すためにはどうすればよいかを議員全員協議会で数度となく協議を重ねました結果、議員全員で議会運営委員会を運営することが、議会運営の万般について円滑に運営できるという結論に達し、議長をオブザーバーとし9名で運営することに改正いたしたく提案いたします。

なお、本条例は平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を終わります。

この件につきましては、賛成者梅本勝久議員、そして若井繁孝議員2名の同意のもと、発議者廣瀬規矩次によって提案をさせていただくものであります。

以上です。

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第31、発議第1号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 質疑なしと認めます。質疑は終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

馬場議員。

○2番（馬場武信君） 私は反対でございます。

議会運営、数がふえただけでは、かえって船頭多くして船山に上るということで、私は反対です。

○議長（池本久隆君） そのほかにございませんか。

松田議員。

○5番（松田睦男君） 私も反対の意見を述べたいと思います。

今まで何ら問題なかったのでございますが、議員数が10名に減ったからといって、それをまた10名でやるというようなことではございしましたが、多分私は今までどおりでやっ

ていったほうがいいと。だから、馬場議員の言われるとおり、私も反対意見でございます。

○議長（池本久隆君） そのほかにごいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第31、発議第1号 三宅町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数によって、本件は可決することに決定いたしました。

◎選挙第1号

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

日程第32、選挙第1号 三宅町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題とし、直ちに選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法については、議長において指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名推選することに決定いたしました。

これより、三宅町選挙管理委員を指名いたします。

氏名、宮内博幸、_____。

氏名、武内義文、_____。

氏名、上松良有、_____。

氏名、秋山郁子、_____。

以上、選挙管理委員4人の方を指名いたします。

続きまして、補充員を指名いたします。

補充員1番、氏名、吉村圭司、_____。

補充員2番、氏名、吉川雅彦、_____。

補充員3番、氏名、原田芳朗、_____、

補充員4番、氏名、安井久男、_____。

以上、補充員として4人の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました宮内博幸氏、武内義文氏、上松良有氏、秋山郁子氏を選挙管理委員とし、補充員1番、吉村圭司氏、補充員2番、吉川雅彦氏、補充員3番、原田芳朗氏、補充員4番、安井久男氏を補充員とし、当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池本久隆君) ご異議なしと認めます。

よって、8名の方が当選されました。

ただいま当選されました方々には、三宅町議会会議規則第33条第2項の規定により、速やかに当選の告知をいたします。

三宅町選挙管理委員及び補充員を代表して、宮内博幸選挙管理委員さん、入場をお願いします。

ただいま本会議において選挙管理委員及び補充員に当選されました8名の方々を代表して、宮内選挙管理委員のあいさつを受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○選挙管理委員(宮内博幸君) 選挙管理委員会を代表いたしまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま3月定例議会におきまして、議員皆様方のおかげをもちまして、三宅町選挙管理委員会委員に当選させていただきましたことを、心より御礼申し上げます。甚だ微力ではございますが、諸先生方のご指導、ご鞭撻をいただき、公正な選挙の執行管理に向けて、誠心誠意この重責を果たしたいと決意し、心に決めた次第でございます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ごあいさつにか

えさせていただきます。

○議長（池本久隆君） ご苦労さまでした。ご退席お願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（池本久隆君） 本日はこれをもちまして散会といたします。

次回は3月10日午前10時より会議を開きます。本日はどうもご苦労さまでございました。ありがとうございました。

（午前11時32分）

平成21年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 平成21年3月10日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
坂 東 暹	松 田 睦 男	池 田 年 夫
池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長 志 野 孝 光	総 務 課 長 東 浦 一 人
健康福祉課長 吉 岡 秀 元	町民生活課長 中 川 章
産業建設課長 陰 山 尚 則	上下水道課長 西 岡 康 次
幼 児 園 園 長 森 本 雅 子	教育委員会事務局長 松 本 幹 彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長 福 本 雅 至	モニター室係 森 本 典 秀
モニター室係 赤 松 郁	

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員 廣 瀬 規矩次	4 番 議 員 坂 東 暹
-----------------	---------------

平成21年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

平成21年3月10日 火曜日

午 前 10時00分 開 議

- 日程第1 議案第1号から議案第7号までの7議案に対する、予算審査特別委員会
付託について
- 日程第2 議案第8号から承認第1号までの16議案・1承認に対する質疑、各委員
会付託について
- 日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命について

◎開議の宣告

○議長（池本久隆君） 3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

議員各位には、公私ご多忙の中にご出席を賜りまして心から敬意を表する次第でございます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しました。本日の議会を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

◎議案第1号～議案第7号の予算審査特別委員会付託について

○議長（池本久隆君） 日程第1、議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算についてより、議案第7号平成21年度三宅町水道事業会計予算についてまでの7議案は、既に三宅町予算審査特別委員会に付託されておりますが、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の選任については、互選により特別委員会委員長に若井繁孝君、副委員長に池田年夫君が決定していることを報告いたします。

◎議案第8号～承認第1号の総括質疑

○議長（池本久隆君） 日程第2、議案第8号 平成20年度三宅町一般会計第6回補正予算についてより、承認第1号 平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算について、専決処分事項報告までの17件を一括議題とし、今定例会に通告されました議員の総括質疑を許します。

4番議員、坂東 暹君の総括質疑を許します。

はい、どうぞ、坂東議員。

○4番（坂東 暹君） 議案第23号 山辺広域振興基金の権利の放棄について。

山辺広域事務組合消防署の建てかえのための土地取得のための基金の取り崩し提案がありますが、この必要性に関しては、現建屋が耐震強度に問題があり、手狭になっていること、また訓練の場所がなく外部を借用して対応していること、駐車場等も不足、こ

のような必要性に関しては以上のような理由で、私も組合議員の一人として賛同をいたしました。

しかし、気になる事項が幾つかあります。その一つは、土地取得のこの段階で建屋を含めた全体像や総費用を明確にさせていただいて、その第1ステップとしての土地取得であればわかりやすいのでありますが、建屋の計画が示されないまま粛々と進捗することを案ずるものであります。

2つは、奈良県全体の消防本部統合が協議会も設立され進められているとお聞きします。このようになれば、本部機能、スタッフ機能が統合されます。また、広域行政事務組合そのものも解散を含めて見直されるのではないかと考えるわけです。このようになれば、当然建屋の大きさや延べ床面積も変わるべきだろうと思います。

3つ目は、組合議員の任期は総じて1年でありまして、概要を把握すると次々に交代する状況にあります。あるべき姿を主張しがたい状況にあります。

そんな状況を踏まえまして、理事者側として出席されております町長は、建屋についてどのようにお考えなのかお尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（志野孝光君） ただいまの坂東議員さんの質問にお答えいたします。

庁舎建設用地につきましては、その取得については、平成20年2月の組合議会全体協議会でご了承をいただいておりますが、ご指摘のとおり、庁舎の建築等全体像ができ上がっておりません。今後用地が決定される中、基本構想、基本設計、実施設計等が進められます。県下消防組織一元化の進捗状況を視野に入れ、建物の規模等につきましては、過度ならず、過小ならず適切な規模でもって整備されるものであるべきと考えております。

○議長（池本久隆君） 次に、6番議員、池田年夫君の総括質疑を許します。

池田議員。

○6番（池田年夫君） まず初めに、一般会計の補正予算案の分ですけれども、12ページに不動産売却収入で4,978万円の減となっておりますが、町として不動産の売買について、今までどのような努力をしてきたのか。また、21年度の予算にも計上されています。不動産、どこにどれだけあるのかについて公開し、売買についても公募することが大切ではないかというふうに思うんですけれども、どのようにお考えなのか、所見をお尋ねい

たします。

次に、定額給付金ですけれども、住民に渡して使ってもらうだけでは経済効果は期待できないわけであります。まして狭い三宅町だけではなく、広い広域で使い、自治体に還元できるような使い方について、ほかの自治体とも含めて検討をされていないのかどうか、所見を伺います。

3番目に、公共下水道事業で、2ページですけれども、地方債の補正で繰上償還となっていますが、この繰上償還することによって、町の負担軽減は幾らになるのか、また利率はどのようにになっているのか質問いたします。

次に、条例関係ですが、テニスコートの使用料の値上げとなっていますが、利用状況はどのようにになっているのか、過去5年間の利用状況の推移と経費の推移についてどのようにになっているのか、報告いただきますようよろしくお願いいたします。

○町長（志野孝光君） 池田議員の総括質疑に対するお答えといたしまして、一般会計補正予算の不動産売払収入についてと条例関係のテニスコートの利用状況については、産業建設課長が、一般会計補正予算案の定額給付金についてと公共下水道事業についてのご質問には、総務課長のほうがそれぞれお答えさせていただきます。

○議長（池本久隆君） 陰山課長。

○産業建設課長（陰山尚則君） それでは、補正予算中、不動産の売払収入についてお答えさせていただきます。

町が所有する用地の中には、地籍の混乱により現時点で売買の対象とすることができない事業残地も一部ありますが、今年度までは、単独での土地利用が不可能な事業残地を対象として、隣接地の方との交渉を進めてまいりましたが、土地の形状や広さ等の条件から単価面で合意を得ることが困難なケースが見受けられました。新年度からは単独での土地利用が可能な分譲宅地用地として売り払いを予定しており、所在地・面積等公開し、公募等の方法により広く募集してまいりたいと考えております。

なお、町の土地の所有状況については、池田議員からの資料請求にもお答えし、公開しているところであります。

続きまして、条例関係でテニスコートの利用状況についてご報告いたします。

初めに、延べ使用人員、使用料等ご報告させていただきます。

まず、16年度726人、5万4,450円、17年度928人、6万9,600円、18年度1,080人、8万1,000円、19年度1,236人、9万2,700円、20年度は2月末現在でございますが、使用人員

は1,872人、使用料は14万400円でございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（池本久隆君） 東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） それでは、定額給付金についてのご質問でございますが、三宅町に支給されます定額給付金の予算額は1億1,800万円でございます。町の財政規模から考えても非常に大きい金額と言えます。町内のみで使える商品券という形で巡回させ、地域経済の振興を図ることや寄附のお願いなど、種々検討はいたしましたが、三宅町の商業圏域を考えますと磯城郡を越え、橿原市や県境を越えることも予想されることから、住民の個人消費を促し、消費を押し上げる効果を図るべく給付金としてお渡しいたすことといたしております。

次に、公共下水道事業での繰上償還による負担額の軽減と利率についてでございます。

借りかえによる繰上償還に伴い、総額で8,450万7,000円の負担減となります。ちなみに利率は最高7.50%が1.90%となっております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） はい、池田議員。

○6番（池田年夫君） まず、テニスコートの使用料ですけれども、人員と金額についてはわかったんですが、この中で町外と町内の使用の割合がどのぐらいになっているのか、それがわかれば報告をお願いいたします。

それと、定額給付金なんですけれども、今課長のほうから答弁あったんですけれども、最初から三宅町だけでは無理だということはわかっているんで、広い地域で自治体に還元できるような方法について検討したのかどうかということを聞いているんでね、その点について再度答弁をお願いいたします。

○議長（池本久隆君） 陰山課長。

○産業建設課長（陰山尚則君） テニスコートの使用条件につきまして統計的な数値としての押さえはございませんけれども、担当者の意見というか感触によりますと、7割程度が町外の方ではないかというふうに聞いております。

○議長（池本久隆君） 東浦課長。

○総務課長（東浦一人君） 自治体に還元ということでさまざま検討いたしましたが、ちょっと池田議員さんご指摘のとおり、三宅町は非常に狭い地域で、個人消費等を促して消費を押し上げるという方策を考えますと、特にということはありませんでしたので、

定額給付金をお渡しするという事となっております。

○議長（池本久隆君） はい。

○6番（池田年夫君） ここには書いていないんですけれども、この定額給付金について
いつぐらいの、町の進捗状況ですね、住民のほうにいつごろ、どういうふうになるのか
ということについて質問いたします。

○総務課長（東浦一人君） 定額給付金の手続につきましては、ただいま4月1日に申請
書を発送できる準備をさせていただいております。給付に関しましては申請書をお送り
しまして、返ってきた分から順次、4月17日をめどにしまして給付できるように態勢を
進めているところでございます。

○議長（池本久隆君） 以上で総括質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算についてから、承認第1号 平成20年度
三宅町一般会計第5回補正予算について（専決処分事項報告）までの議案23件、承認1
件は各常任委員会並びに特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算についてから、承認第1号
平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算について（専決処分事項報告）までの議案2
3件、承認1件は、各常任委員会並びに特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎追加議案の上程

○議長（池本久隆君） 本日の議事日程に同意第2号 教育委員会委員の任命についてが
提出されました。これを日程に追加し、追加同意案として上程したいと思います。これ
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案を追加することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、質疑、採決

○議長（池本久隆君） 日程第3、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、同意案を配付いたします。

（同意案配付）

○議長（池本久隆君） 町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 同意第2号 三宅町教育委員会委員の任命については、1名の委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を願うべく提出いたしております。

氏名等の朗読をもって提案とさせていただきます。

住所 _____。

氏名 岩井利祐。

生年月日 _____。

何とぞご同意のほうよろしくお願いいたします。

○議長（池本久隆君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

本件を原案どおり同意する……

はい。

○2番（馬場武信君） この任期はいつまでですか。

○議長（池本久隆君） 町長。

○町長（志野孝光君） 任期は4年となっております。

○議長（池本久隆君） よろしいですか。

ただいま町長の説明が終わりましたので、本件に同意を求める件を採決いたします。

本件を原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数と認めます。

したがって、本件は原案どおり同意することに決定いたしました。

岩井利祐教育委員会委員、入場お願いいたします。

（岩井教育委員会委員入場）

○議長（池本久隆君） ただいま本会議において教育委員会委員に同意されましたので、ここで岩井教育委員会委員のあいさつを受けることにいたします。

演壇のほうへどうぞ。

○教育委員会委員（岩井利祐君） おはようございます。しばらくの間ごぶさをさせていただきます。

さて、今回、三宅町教育委員選任にご同意いただき、ありがとうございます。これまではご案内のように三宅小学校長、式下中学校長に引き続き、三宅町教育委、教育長として11年4カ月勤務させていただきました。この間、賜りました議員各位のご指導に改めて御礼を申し上げたいと思います。

教育長を離れまして以来、7カ月余り休ませていただきましたので、これまでの記憶の喪失や高齢のための気力、感覚の鈍化も自覚いたしておりますが、教育委員として同意いただきました上は、三宅町教育委員の1年生として、次々と出現します教育課題に向かって、その職責を全ういたしたく存じますので、行財政改革、あるいは教育改革進行中を踏まえ、これまで以上の教育発展を充実させるご指導を賜りますようお願いを申し上げ、あいさつとさせていただきますと思います。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（池本久隆君） ご苦労さまでした。ご退席ください。

（岩井教育委員会委員退場）

◎散会の宣告

○議長（池本久隆君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、11日より18日までは各常任委員会並びに特別委員会開会のため休会とし、3月19日午後1時30分より再開いたしまして、ただいま常任委員会並びに特別委員会に付託されました各議案について、委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

（午前10時21分）

平成21年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 平成21年3月19日木曜日午後1時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

若井 繁 孝	馬 場 武 信	廣 瀬 規矩次
坂 東 暹	松 田 睦 男	池 田 年 夫
池 本 久 隆	辰 巳 勝 秀	梅 本 勝 久
若 井 秀 友		

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町 長	志 野 孝 光	総 務 課 長	東 浦 一 人
健康福祉課長	吉 岡 秀 元	町民生活課長	中 川 章
産業建設課長	陰 山 尚 則	上下水道課長	西 岡 康 次
幼 児 園 園 長	森 本 雅 子	教育委員会事務局長	松 本 幹 彦

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	福 本 雅 至	モニター室係	岡 本 豊 彦
モニター室係	赤 松 郁		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3 番 議 員	廣 瀬 規矩次	4 番 議 員	坂 東 暹
---------	---------	---------	-------

平成21年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

平成21年3月19日 木曜日

午 後 1時30分 開 議

日程第1 特別委員長及び常任委員長報告

1. 予算審査特別委員会委員長報告
2. 総務建設委員会委員長報告
3. 福祉文教委員会委員長報告

日程第2 動議第1号 教育長の議会对応について

◎開議の宣告

○議長（池本久隆君） 皆さん、こんにちは。

平成21年度3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しております。

よって、議会は成立いたしました。本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（池本久隆君） 本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎常任委員長及び特別委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（池本久隆君） 日程第1、常任委員長及び特別委員長報告についてを議題とします。

去る3月10日の本会議において、常任委員会並びに特別委員会へ付託いたしました議案などについて、各委員長の報告を求めます。

まず、3月11日と12日に開催されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、若井繁孝君、はい、どうぞ。

○予算審査特別委員長（若井繁孝君） 去る3月6日の第1回定例会本会議に提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました平成21年度三宅町一般会計予算案を初め、各特別会計予算案6件について、委員長報告を行います。

我が国の経済は、バブル崩壊後、長い低迷期から脱却し、回復状況にあると思われていましたが、サブプライム・ローンの土地バブル崩壊に始まり、リーマンショックの証券バブルの崩壊も重なり、100年に一度と言われる危機的な経済情勢であります。昨今、経済活動の目的が利潤の極大化だとされ、その富の分配が一部で寡占されることにより、社会の安定と存続が損なわれ、成長していたのではなく、実は肥大化していただけでありました。

今後、世界的にはかつてのアメリカのニューディール政策や北欧の付加価値税等により、市場経済のひずみ等に対して対処されていくのではないかと思います。

このような経済状況の中で、国は国民生活と日本経済を守るため、当面景気対策の観

点から20年度第1次補正予算、第2次補正予算、21年度当初予算と施策を実行することとされています。これにより、地方交付税1兆円が増額されるとともに、地方における財源不足を緩和するため、臨時財政対策債が大幅に増額されたところです。

しかしながら、本町の経済状況は平成19年度決算では経常収支比率が105%で、平成18年度決算の113%より8ポイント回復したものの、類似団体と比較すると財政の硬直化が依然として高い状況にあります。このため、事務事業ごとの経常経費において、さらに厳しい削減が行われているのか、限られた財源の中で最大の効果が発揮されるべく編成され、歳入歳出の収支均衡が図られようとしているのか等を念頭に置き、本委員会で慎重に審議いたしました。

それでは、審査経過並びに結果につきまして、以下、議案に沿ってご報告いたします。

議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算案は、29億2,200万円となり対前年度比としまして2.6%減で、7,800万円の減額となっています。

まず、歳入について、主な収入といたしましては、町税収で6億4,995万4,000円。個人町民税特徴分並びに評価替えによる固定資産税の減収等による影響により、対前年度に比べ2,197万7,000円の減額となっております。地方譲与税は、国の地方譲与税総額の減額により2,510万7,000円。地方交付税では、国の地方交付税の増額を見込み、特別交付税を合わせ14億3,775万3,000円の収入が見込まれております。

分担金及び負担金では、幼児園保護者負担金、各種検診負担金、中学校負担金等で5,707万8,000円。使用料及び手数料では、放課後児童保育料、町営住宅使用料、幼稚園授業料、住民登録手数料、指定ごみ袋売払手数料等を合わせ6,038万4,000円の収入が見込まれております。

国庫支出金では、国庫負担金・補助金・委託金を合わせ7,849万2,000円が、県支出金では同じく、県負担金・補助金・委託金を合わせ1億1,251万1,000円が見込まれております。

財産収入では、基金利子並びに小集落地区改良事業等の残地の売払収入を合わせ6,083万9,000円が見込まれ、繰入金については、歳入財源不足による財源確保のため、財政調整基金1,000万円、また公債費の元利償還金に充当するため、公債費償還基金5,000万円等の繰り入れを予定し、6,098万4,000円が見込まれております。

諸収入では、雑入で4,255万5,000円。町債では、地方交付税の振替財源となる臨時財政対策債1億8,063万円並びに各事業債の借り入れ予定額を含め2億4,273万円が見込ま

れております。

次に、歳出について、議会費は議会運営関係、議員職員人件費等を合わせ、6,212万が計上されています。

総務費では電算システム並びに各種保安管理に係る経費、平城遷都1300年記念関連事業、総合計画策定調査業務、衆議院議員選挙に係る所要の経費として3億9,915万6,000円が計上されています。

民生費は、心身障害、高齢者、母子及び乳幼児に係る医療給付費並びに高齢者対策として生きがいと健康づくり、地域包括支援センターに係る経費を、また児童福祉では、次世代育成地域行動計画策定に係る予算並びに児童手当、幼稚園、放課後児童保育等に係る経費を、さらに障害福祉では、サービス利用並びに相談支援事業に係る経費の組み入れを行い、7億689万1,000円が計上されています。

衛生費は、各種がん検診等健康対策、あざさ苑の指定管理、妊婦の健康健診の拡充に係る経費及びごみ・し尿処理経費、指定ごみ袋関係費等の清掃費予算並びに上但馬共同浴場の廃止による経費の減額を合わせ、2億8,956万円が計上されております。

農林水産業費並びに土木費は、農業用施設維持管理の適正化促進に係る予算、町道2号線道路整備、都市計画マスタープランの策定、既存木造住宅耐震診断助成等の事業の推進を図るべく、農林水産業費で3,736万2,000円を、土木費では4億1,317万1,000円が計上されています。

消防費は、災害に強いまちづくり関係経費並びに山辺広域行政事務組合消防負担を合わせ1億4,964万8,000円が計上されています。

教育費は、昨年に引き続きまして小学校校舎の耐震補強化を実施するための予算、教育委員会・学校・幼稚園の運営経費、社会教育活動並びに保健体育活動費、幼稚園バス委託料の見直しを合わせ2億6,812万2,000円が計上されています。

公債費については、長期借入地方債の元金、利子を合わせ、5億7,134万1,000円が計上されております。

次に、審査経過について申し上げます。

まず、歳入では、町税の滞納額並びに不納欠損額、町たばこ税等に関する内容、財産売払収入では事業残地の売り払いについて審議を行いました。

続きまして、歳出では、町長、副町長の期末手当の内容、人件費については臨時職員雇い上げ賃金及び内容について、委託料については電算システムの内容・費用効果並び

に広域化、庁舎管理委託、あざさ苑・老人憩の家指定管理料、妊産婦一般健康診査委託料等について質疑を行いました。事業費については平城遷都1300年の記念行事の内容及び今後の取り組み、総合計画基礎調査、勤務評価制度、敬老事業の対象者、し尿の収集・処理、放課後児童健全育成事業、都市計画マスタープランの策定業務、水路維持補修、地域人権学習リーダー育成事業、学校給食、公民館の指定管理の内容等について内容の精査・見直しについて質疑を行いました。負担金、補助金等については、人権団体助成、社会福祉協議会補助金の内容の精査・経費節減並びに見直しについて質疑を行いました。

厳しい財政状況の中で、一般会計予算案については、優先順位の選択を行い事業の重要性、緊急性等を慎重に検討する中で、町単独事業について、国・県の補助金を受け、町の負担を抑えるとともに、行政効果等を勘案し縮小・廃止も行いながら予算編成が図られています。今後、税収の落ち込み等が予想される中、引き続き行財政改革の推進に努めるとともに、各委員より出された意見を新年度予算に生かされるよう要請し、本委員会は、賛成多数で原案どおり承認いたしました。

次に、議案第2号 平成21年度三宅町国民健康保険特別会計予算案について、歳入歳出では8億2,100万円の予算計上となり、対前年度と比較して1.56%の減額となっており、滞納についての審議を行い、本委員会では、原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

議案第3号 平成21年度三宅町老人保健特別会計予算案について、平成20年4月より後期高齢者医療制度への移行がされているものの、医療機関からの請求遅延等に対処すべく、歳入歳出予算で200万円の予算計上となっており、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第4号 平成21年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案については、歳入歳出予算で7,560万円の予算計上となり、対前年度と比較して5.5%の減額となっており、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第5号 平成21年度三宅町介護保険特別会計予算案については、歳入歳出予算で4億8,960万円の予算計上となり、対前年度と比較して0.74%の増額となっており、認定者数の状況、地域密着型介護サービス給付費の内容並びに施設入所者数等について審議を行い、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第6号 平成21年度三宅町公共下水道事業特別会計予算案については、歳入歳出予算で3億8,540万円の予算計上となり、対前年度と比較して10.36%の増額となっており、今後の水洗化率について質疑を行い、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認

いたしました。

議案第 7 号 平成21年度三宅町水道事業会計予算案については、収益的収支において 1 億7,201万9,000円で、支出は 1 億7,196万4,000円、また資本的収入で630万円、支出では2,375万7,000円の予算計上が図られ、本委員会では、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が特別委員会に付託を受けました平成21年度予算 7 議案についての概要であり、予算執行に当たっては適切かつ効率的な執行管理の徹底並びに費用対効果、経常経費の節減合理化、歳入財源確保に努め事務執行に当たられるよう切望し、慎重審議を行い、原案のとおり承認いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

議員各位におかれましては、何とぞよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（池本久隆君） ありがとうございました。

続いて、3月13日午前10時より開会されました総務建設委員会の報告を求めます。

総務建設委員会委員長、辰巳勝秀君、はい、どうぞ。

○総務建設委員長（辰巳勝秀君） こんにちは。

それでは、総務建設委員長報告をさせていただきます。

去る3月10日、第1回定例会本会議において、総務建設委員会に付託を受けました諸議案について、13日に総務建設委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第 8 号 平成20年度三宅町一般会計第 6 回補正予算案については、歳出のうち、款 1 議会費の職員手当等33万4,000円の減額並びに款 2 総務費の特別職給料、退職手当組合負担金等の減額を初めとし、民生費、土木費、教育費等の人件費の全体で、特別職の退職及び職員の勸奨退職並びに共済追加負担率の変更及び超過勤務手当の縮減等により、2,454万2,000円が減額されております。

次に、款 2 総務費の総務管理費では、企画費において国の「地域活性化・生活対策事業」を活用することにより、これまで未着手・先送りされておりました事業、主な内容といたしましては、AEDの設置、自主防災組織用品の購入、清掃車両及び低炭素ハイブリッド公用車・幼稚園バスの購入、防犯対策事業、学童保育室の充実、行政情報映像配信システムの整備を図るため、3,950万5,000円が増額され、新年度に繰り越し事業が実施されることとなります。

また、定額給付金事業では、対象者を7,630人とし、4月1日に申請書の郵送が予定され、4月中に第1回の給付が行えるよう、関係予算1億2,985万1,000円が増額されています。次に、税務総務費では、償還金利子及び割引料で税源移譲分の所得変動に係る経過措置に係り対象者の住民異動並びに所得減により800万円が減額されております。

次に款8土木費では、道路維持費において舗装工事費300万円が減額され、道路新設費において河川の明示等の手数料40万円の減額、県の新川河川改修のおくれにより、町道1号線小柳地区の児童通学路の整備に係る工事請負費1,140万円が減額されております。下水道費では、公共下水道事業債の繰上償還に係る一般会計繰出金909万2,000円が減額されています。住宅費では、事業残地の基金から買い戻しで4,334万4,000円が減額されています。

次に、款12公債費において、一般公共事業債並びに小集落地区改良事業債、住宅新築資金等貸付事業債等の繰上償還金に係る元金の増額並びに繰上償還に係る償還利子の決定により、合わせて2,428万1,000円の増額が行われております。

次に、款14予備費につきましては、財源の調整が図られ、274万円の増額が行われております。

続いて、歳入におきましては、款1町税では、町税の徴収率の向上並びに県税の追徴等により1,550万円が増額され、款2地方譲与税では、自動車重量譲与税で125万1,000円が増額されております。

一方、景気の悪化により、款3利子割交付金で200万円が減額され、款4配当割交付金で450万円が、また款6の地方消費税交付金で1,000万円が減額されております。

次に、款13国庫支出金では、地域活性化・生活対策臨時交付金で3,683万9,000円の増額並びに定額給付金事業費補助金、事務費補助金を合わせて、1億2,985万1,000円が増額されるとともに、事業の執行が来年度となるため繰越明許費にありますよう、来年度に繰り越しされております。

次に、款14県支出金では、総務委託金において所得変動に係る経過措置の償還金の減額により県民税徴収事務委託金1,000万円が減額されております。

次に、款15財産収入では、事業残地の売払い収入済額並びに交渉継続中分を除き、本年度中に収入の見込みのない4,978万円が減額されています。

次に、款17繰入金で、歳入歳出に係る一般財源の減額のため財政調整基金及び公債償還基金を合わせ、5,000万円が減額され、不動産売払収入の減額により土地開発基金繰入

金484万円が減額されております。

款19諸収入・雑入で市町村振興宝くじ収益金の交付決定及び住宅新築資金等貸付金の借受人からの繰上償還を合わせ、683万9,000円が増額されております。

次に、款20町債では、三宅小学校耐震改修工事の補助事業の採択に係り、教育債1億7,020万円が増額され、公的資金借換債2,160万円が増額されております。

以上で一般会計第6回補正予算案中、総務建設委員会の所管に係る予算について、事業費等の精算並びに国の第2次補正予算に積極的に呼応するものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第13号 平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第3回補正予算案について、公営企業借換債の借りかえに伴う一般会計繰入金909万2,000円の減額と、財政融資資金借換債2億9,490万円の増額が行われ、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 特別職の職員の常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定案及び議案第15号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、厳しい財政状況、社会経済情勢を考慮し、従前より実施されている給料の減額を、町長で100分の15、副町長、教育長については100分の10のカットをこの4月から来年3月31日まで行うという条例改正案であり、今後、提出の時期並びに附則のうたい方等について勘案することとし、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定案については、現在行われています職員の地域手当の減額を引き続き行うこと、並びに時間外手当の算出基礎の見直しを行うべく条例の一部改正が行われるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定案については、テニスコートの使用料が昭和62年から1時間に150円と据え置かれていることから、県内他市町村の使用料金が調査され、町内・町外別の使用料設定を行い、1面1時間につき町内使用者は300円、町外使用者は500円と改めるべく一部改正が行われるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第23号 山辺広域振興基金の権利の放棄については、山辺広域振興基金に対する出資金総額8,793万円のうち665万2,604円を、山辺広域行政事務組合消防本部庁舎

整備事業の財源に充当されるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算案に関する専決処分事項報告については、国の地域活性化緊急・安心実現総合対策交付金に係る事業申請のうち、款9消防費において食料備蓄及び防災資材について、当初町単独費用として購入を予定していましたが、今回、国の補助金対象として購入を行えることとなったため、150万円を一般財源より国庫補助金に財源の振り替えが行われたことにより、専決処分が行われたもので、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、総務建設委員会に付託を受けました予算案2件、条例案4件、基金の権利の放棄に係る案件1件、承認案が1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり、承認いたしましたことを報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（池本久隆君） ありがとうございました。

続いて、3月13日午後1時30分より開会されました、福祉文教委員会の報告を求めます。

福祉文教委員会委員長、松田睦男君。

○福祉文教委員長（松田睦男君） それでは、3月の福祉文教委員長の報告を申し上げます。

去る3月10日第1回定例会本会議において、福祉文教委員会に付託を受けました各議案について、13日に福祉文教委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果についてをご報告いたします。

議案第8号 平成20年度三宅町一般会計第6回補正予算案については、歳出のうち、款3民生費では、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費において、事業の確定並びに国庫負担金の精算等により、障害者相談支援事業委託料102万5,000円の減額、障害者福祉計画策定業務委託料42万5,000円の減額、通所サービス利用促進事業150万円の減額、更生医療を初めとし補装具給付費等を合わせ、扶助費で1,492万8,000円の減額、償還金利子及び割引料では、国庫負担金の精算により障害者医療費・自立支援給付費において返還金68万1,000円が増額され、保険基盤安定に係る繰出金の確定及び事務費繰出金の調整に伴い、国保会計繰出金313万1,000円が増額されています。

目2老人福祉費では、事業の確定により介護保険特別会計への繰出金239万7,000円が減額されています。

目 6 解放会館費では、職員の異動による算定基準額の変更から、488万7,000円を一般財源に振り替えられ、目 7 後期高齢者医療費では、事業の確定により後期高齢者医療特別会計への繰出金73万円が増額されています。

項 2 児童福祉費では、子育て応援特別手当事業関係予算として需用費 5 万円、役務費 4 万円、77人分の手当277万2,000円と合わせて338万円が増額され、伴堂保育所保育棟耐震診断業務並びに三宅幼稚園保育室棟耐震審査業務と同様に、新年度に繰り越し事業が実施されることとなります。委託料では、委託児童の 4 名増により、274万2000円の増額、負担金補助及び交付金では事業の確定により 6 万6,000円が減額されています。

款 4 衛生費では、ごみの排出量を勘案し処理委託料500万円が減額されております。

款10教育費、項 1 教育総務費では、事業費の確定により委員旅費20万円、負担金及び交付金で小柳児童委託負担金、夜間学級教育負担金等を合わせて74万円が減額され、項 2 小学校費、目 4 学校建設費では、三宅小学校耐震改修工事（第 3 期）に係り、国の補正予算措置に載せるため 3 億1,712万9,000円が増額され、事業の実施については新年度に繰り越されております。

歳入につきましては、款11分担金及び負担金、目 2 民生負担金では、幼稚園等保護者負担金等で332万4,000円が増額され、目 9 教育負担金では、事業の確定により夜間学級在籍者負担金10万円が減額されています。

款12使用料及び手数料では、幼稚園バス使用料、授業料を合わせ、22万7,000円が増額されています。

款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 2 民生負担金では、事業費の確定等により704万4,000円が減額され、項 2 国庫補助金、目 9 教育補助金では、三宅小学校耐震改修工事（第 3 期）に係り、安心・安全な学校づくり交付金 1 億4,731万5,000円が増額されています。

項 3 国庫委託金、目 2 民生委託金では、子育て支援特別手当交付金、事務取扱交付金等を合わせ、337万9,000円が増額されています。

款14県支出金、項 1 県負担金、目 2 民生負担金では、事業費の確定により障害者自立支援費等負担金、後期高齢者医療保険基盤安定負担金等を合わせ、222万4,000円が減額、項 2 県補助金、目 2 民生補助金では、事業費の確定により障害者自立支援費等補助金、隣保館補助金等を合わせ、374万3,000円が減額されています。

以上、一般会計第 6 回補正予算案中福祉文教委員会の所管に係る予算については、事

業費等の精算並びに国の補正予算に積極的に呼応するものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第9号 平成20年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算案については、一般被保険者医療費の自然増に伴う増額補正並びに退職被保険者医療費の減額補正に伴うもので、歳入歳出予算にそれぞれ1,713万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を8億1,417万8,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第10号 平成20年度三宅町老人保健特別会計第3回補正予算については、平成20年度老人保健医療費交付金等の現年度並びに過年度分の額の決定に基づき一般会計への繰出金の増額が生じたもので、歳入歳出予算にそれぞれ190万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を9,095万1,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第11号 平成20年度三宅町後期高齢者医療特別会計第2回補正予算案については、後期高齢者医療保険の軽減額が年度途中で拡大されたことによる保険料収入の減額や、保険料の年金特徴から普通徴収への徴収方法の変更等による保険料収入が減額になること等の補正、奈良県後期高齢広域連合への納付金の変更によるもので、歳入歳出予算にそれぞれ909万3,000円を減額し、歳入歳出の総額を7,258万7,000円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認しました。

議案第12号 平成20年度三宅町介護保険特別会計第3回補正予算案については、介護保険制度システム改修に係る事業費の確定並びに介護サービス等諸費のサービスの増減による予算の組み替え、介護従事者処遇改善臨時特別交付金基金積み立ての措置等によるもので、歳入歳出予算にそれぞれ197万9,000円を増額し、歳入歳出の総額を5億1,880万円と定めるものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第18号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、保険料の改定並びに保険料率の軽減について必要な措置を講じるという条文の制定であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認しました。

議案第19号 三宅町介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金条例の制定については、国の緊急特別対策として、介護保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担の軽減を目的として国から臨時交付金が交付されることから、基金の設置を行うという条例の制定であり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第20号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、東屏風自治会を指定管理者として指定を行うものであり、修繕等の負担についての質疑を行い、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認しました。

議案第21号 在宅福祉事業の委託事務に関する規約の廃止については、田原本町への在宅福祉事業に関する委託の廃止を行うものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

議案第22号 川西町・三宅町教育事務の委託に係る規約の廃止については、川西町唐院小学校と結崎小学校の統合に係り、小柳の区域内の学齢児童の教育事務に関する委託の廃止を行うものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認しました。

承認第1号 平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算に係る専決処分事項報告については、国の地域活性化緊急・安心実現総合対策交付金に係る事業申請のうち、幼稚園の保育室棟および幼稚園保育室棟の耐震診断委託料を合わせ、572万1,000円が増額、小学校及び幼稚園のアスベスト分析調査委託料23万4,000円が増額、これに関連する歳入として350万円が増額され、対象事業として実施すべく専決処分が行われたものであり、本委員会は、原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が、福祉文教委員会に付託を受けました予算案5件、条例案2件、公の施設の指定管理者の指定案1件、規約の廃止に係る案件2件、承認案件1件についての概要であり、慎重に審議を行い、原案のとおり承認しましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（池本久隆君） ご苦労さん。

ただいま、各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

池田議員。

○6番（池田年夫君） ただいま予算特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長からそれぞれ報告がありました。

議案第1号 平成21年度三宅町一般会計予算についてから、議案第23号 承認第1号

の専決処分、三宅町の一般会計第5回補正予算についてまでの24議案について、反対3件、賛成21件の討論を行います。

今、急速な景気後退が進んでいますが、その背景には第1に労働規制の規制緩和によって、非正規労働者を急増させたこと、第2に極端な外需頼み、特にアメリカに依存する貧弱な経済体制をつくってきたこと、第3に規制緩和と金融自由化によって金融危機が実体経済に波及しやすい構造になってしまったことによる景気後退の克服が今求められています。景気悪化が前例のない急速なものとなり、住民生活に未曾有の苦しみをもたらしています。このような中での本町の平成21年度予算であります。

まず、予算案に関する議案で、反対の議案について述べます。

まず、議案第1号 21年度一般会計予算についてであります。妊産婦健診の14回実施など子育て支援、定額給付の予算が組まれています。国の予算に伴うものとなっています。本町の21年度の予算案は昨年度予算に対して7,800万円の減額予算となっており、この中で住民生活にかかわる扶助費が約20%削減となっています。そして、借金返済である公債費が239万円増となっています。

町長が掲げたマニフェスト、ゼロベースからの見直しという点で、人権施策の見直しが他の見直しと同様1割カットになっています。公民館の文化教室の廃止など、住民の文化的な要求をないがしろにするものです。財政が逼迫しているというのであれば、人権施策の抜本的な見直しと町長など特別職の期末手当の25%カットを行うべきであります。よって、平成21年度予算案については反対であります。

議案第2号 国民健康保険特別会計予算であります。本町の国民健康保険の加入者は約2,300人、約1,200世帯であります。この中で予算書にも過年度分の滞納を含め1,323万円が計上されています。このことは、金融危機と不況の中で一層の格差社会になり、国保税が高いために払えない家庭がふえていることを示しています。国保税が高いのは、歴代政権が国保会計への国庫負担率の削減を行い、国庫負担率の引き上げに背を向け続けているのが原因です。地方自治体が国に対して国庫負担率の引き上げを求め、国保税の値下げを行い、住民の皆保険制度を維持し、短期保険証や資格証の発行をやめることが求められています。

平成24年度には特定健診の受診率を65%以上にしないとペナルティーが科せられることになっています。本町の20年度の特定健診の受診率は25%と目標をクリアしていますが、今後いかに受診率を高めていくかにかかっています。

なお、2008年12月に国会で成立した救済法により、2009年度から中学生以下の子供のいる滞納世帯に資格証を発行せず、無条件で短期証が交付されることになりました。子供のいない滞納世帯についても、医療を受ける必要があり、支払いが困難であると申し出た場合は、短期証を発行すると政府は言っています。短期証は窓口で一たん全額支払い、後で返済されるというものであり、いざというときにお金がなければ、すぐに医者にもかかれないというものであります。

議案第4号 後期高齢者医療についても、広域連合の予算であります。国民健康保険と同様、滞納すると国保と同じようなことも起こりかねませんので、反対いたします。

議案第3号 老人保健会計、議案第5号 介護保険会計、議案第6号 公共下水道事業会計、議案第7号 水道事業会計についての部分で介護保険についてですが、国の2008年度第2次補正予算で介護報酬の引き上げに伴う介護保険料の値上げの激変緩和措置として1,154億円の基金を創設し、介護保険会計に投入することが盛り込まれました。21年度から本町でも交付金の影響額、月115円減額した4,129円、22年度は55円減額した4,186円、23年度が4,244円、3年平均で4,187円、20年度の4,292円より163円の減額になっています。今後、住民生活の環境改善に努め、住民の負担にならないように申し添え、賛成いたします。

議案第8号 平成20年度一般会計第6回補正予算から議案第13号 公共下水道事業会計補正予算第3回補正までは、事業費の確定と繰越明許費で政府の定額給付金の住民への支給、伴堂保育所・幼稚園の耐震診断業務費、小学校の第3次大規模改造事業費であります。

定額給付金については、国民の8割近くが反対を表明しているように、政権与党の総選挙対策と批判され、消費税増税とセットで施策化が検討された経緯があり、2兆円の定額給付金は雇用や社会保障など有効に使うべきであります。国会で補正予算と関連財源法が成立した以上、国民一人一人に定額給付金を受け取る権利が生じ、その権利を行使するか否かは住民にゆだねるべきであります。平成20年度の一般会計第6回補正予算から議案第13号 公共下水道事業会計補正予算第3回補正予算案については賛成であります。

議案第14号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定から議案第23号 山辺広域振興基金の権利の放棄についてまでの条例改正

と権利放棄についてですが、この中で特別職の報酬のカットがうたわれていますが、期末手当については触れられていません。期末手当についても今後検討するよう提言しておきます。

介護保険条例の一部改正は、国の2008年度補正予算で報酬改定と保険料値上げの緩和措置に伴うものであり、住民には保険料の減額になるものであります。その他の条例改正と委託事務に関する規約の廃止等については、別段問題ありませんので、賛成といたします。

専決処分の承認 1 号 平成20年度一般会計第 5 回補正予算ですが、町長の説明でも明らかですが、国の地域活性化緊急・安心安全実現総合対策実現対策の交付金に係る事業申請のための補正予算であります。

専決処分ができる場合は、地方自治法179条の規定によるもので、①議会が成立しないとき、②法113条ただし書きの場合、会議を開くことができないとき、③に町村長が、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、④に議会が議決すべき事件を議決しないときとなっています。今回の場合の議会を開く余裕がないことはありません。この間、議員も全員協議会を数回行っており、反対ではありませんが、専決処分のやり方についても議会とよく相談するよう提言して、討論を終わります。

○議長（池本久隆君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第 1 号 平成21年度三宅町一般会計予算についてより、議案第 7 号 平成21年度三宅町水道事業会計予算についてまでの 7 件を採決いたします。

本 7 件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（池本久隆君） 起立多数。

よって、本 7 件は可決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第 8 号 平成20年度三宅町一般会計第 6 回補正予算についてより、議案第13号平成20年度三宅町公共下水道事業特別会計第 3 回補正予算についてまでの 6 件を採決い

たします。

本6件は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本6件は可決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第14号 特別職の職員で常勤のものの給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第17号 三宅町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を採決いたします。

本4件は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本4件は可決とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてより、議案第22号 川西町・三宅町教育事務の委託に関する規約の廃止についてまでの5件を採決します。

本5件は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本5件は可決とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議案第23号 山辺広域振興基金の権利の放棄についてを採決します。

本件は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

承認第1号 平成20年度三宅町一般会計第5回補正予算について（専決処分事項報告）を採決いたします。

本件は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（池本久隆君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会で議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（池本久隆君） はい。

○6番（池田年夫君） 動議を提出いたします。

きょうも池口教育長が出席されていないわけですが、池口教育長が先日の式下中学校の卒業式や本日の三宅小学校の卒業式に出席しておられます。大事な3月予算議会に出席されなかったことは、議会軽視になるのではないかというふうに思います。これでは議会の対応が問われるというふうに思います。どのように対応するのか、議会としてその対応策を検討する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(「議長、暫時休憩を求めます」と呼ぶ者あり)

○議長（池本久隆君） ここで、暫時休憩といたします。2時45分から再開いたします。

(午後 2時33分)

○議長（池本久隆君） ただいまより、議会を再開いたします。

(午後 3時00分)

◎動議第1号

○議長（池本久隆君） ただいま池田議員から教育長の件を緊急動議されました。この動議について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（池本久隆君） 動議は成立いたしました。全員で賛成がありましたので、成立いたしました。

この動議について、町長より経過について発言を求めます。

町長。

○町長（志野孝光君） ただいまの動議対しまして、経緯のほうを説明させていただきます。

さきの2月23日に行われました議員全員協議会におきまして、池口教育長より2月28日付の辞表が提出されておるとのご報告を行わせていただきました。その後、3月4日に三宅町教育委員会の会議のほうが開催されまして、三宅町の教育委員会会議のほうより3月31日の任期満了をもって退職するようにとの結果が出たというご報告をお受けしております。

以上でございます。

○議長（池本久隆君） 議長として、教育長に対し文書をもって申し入れたいと思います。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（池本久隆君） はい。どうもありがとうございました。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査いたしたいと思います。

◎町長あいさつ

○議長（池本久隆君） 以上で、本定例会に提出されました案件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりあいさつを受けることにいたします。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 平成21年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る3月6日以来14日間にわたり慎重審議をいただき、新年度予算を初めとする重要案件25件の議案等、全議案可決決定いただきましたことに、厚くお礼申し上げます。この上は、審議過程の中でいただきましたご意見を参考にして、今後の町政運営に生かすべく、引き続き議員各位のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議員各位にもご報告申し上げたいと存じますが、平成20年度特別交付税の交付額が3億9,008万1,000円になるとの通知をいただきました。これは昨年度と比較して2,398万4,000円の増であり、また本年度現計予算額から7,008万1,000円が上回り、非常に厳しい本町の財政にとって大変ありがたい結果となりましたことをご報告申し上げます。

また、本議会で議決いただきました定額給付金、子育て応援特別手当の申請給付につきまして、4月1日に申請書の発送を開始し、4月中旬以降に給付が開始できるよう事務を進めております。

いよいよ春の好季節を迎えようとしておりますが、時節柄、議員の皆様方にはくれぐれもご自愛いただきますようお願いを申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（池本久隆君） 以上で、平成21年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

本当にありがとうございました。

（午後 3時04分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員